

平成30年第10回
志木市農業委員会総会議事録

平成30年10月26日

志木市農業委員会

平成30年第10回志木市農業委員会総会日程

平成30年10月26日（金）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成30年第10回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月26日(金)午後1時50分から午後2時34分
2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室
3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治
4. 欠席委員(0人)
5. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
 - 第4 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐野 由美子
書記	柳下 豊
7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、平成30年第10回農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は13人中13人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、平成30年第10回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、4番 山中 榮太郎委員、6番 鈴木 重光委員にお願いいたします。
併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主査を指名いたします。
それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第15号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

(2) 議案第16号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について

以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号41番～44番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第15号受付番号41番～44番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号41番の申請人及び農地の状況につきましては綱島委員に、受付番号42番、43

番の申請人及び農地の状況につきましては清水委員に、受付番号44番の申請人及び農地の状況につきましては志村委員にご同行いただいて、確認してまいりました。

この後、綱島委員、清水委員、志村委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第15号受付番号41番について、綱島稔委員の説明、報告を求めます。

○9番 綱島委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号41番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を所沢方面へ進み、■■○丁目の交差点を左折、○○○メートル進んだ周辺となります。

事務局と同行して、申請農地である■■○丁目○○○番○の現地を確認したところ、ネギや落花生が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第15号受付番号41番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第15号受付番号41番は、可決されました。

続きまして、議案第15号受付番号42番、43番につきましては、関連がございますので、一括して清水和雄委員お願いいたします。

○10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号42番、43番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏、■■■■氏、このお二方はご夫婦ですが、所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を所沢方面へ進み、■■■〇丁目の交差点を左折、〇〇〇メートル進んで右折した周辺となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■〇丁目〇〇〇〇番〇の現地を確認したところ、〇〇〇番〇では水稻が刈り取り後耕耘されており、〇〇〇〇番〇ではネギや柑橘類の果樹が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏、■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第15号受付番号42番、43番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第15号受付番号42番、43番は、可決されました。

続きまして、議案第15号受付番号44番につきまして、志村晃委員をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第15号受付番号44番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を所沢方面へ進み、■■■〇丁目の交差点を左折、〇〇〇メートル進んだ周辺となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■〇丁目〇〇〇〇番〇の現地を確認したところ、ニンジンや小松菜、ネギ、ホウレンソウや大根等が栽培されており、適正に管理されておりました。

た。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第15号受付番号44番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第15号受付番号44番は、可決されました。

次に、議案第16号『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について、事務局朗読をお願いします。

○事務局

議案第16号、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について朗読します(受付番号45番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第16号受付番号45番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、申請番号45番の、■■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示してい

るものです。

申請番号45番の農地の状況につきましては、内田委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、内田委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第16号受付番号45番について、内田 祐治委員の説明、報告を行います。

○12番 内田委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号45番につきまして、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を所沢方面へ進み、■■■○丁目の交差点を左折、○○○メートル進んだ周辺となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■○丁目■■■■■■■の現地を確認したところ、ネギ等の野菜やコキア、コスモス等の花が栽培されており、適正に管理されておりました。また、■■■■■氏は健康であったときは、根菜類の栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第16号受付番号45番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、生産緑地に係る主たる従事者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第16号受付番号45番は、可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第20号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

専決したものでございます。
事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(委員から、報告第20号受付番号15番、16番について、現地の状況について、いずれも問題なしと報告)

○田中会長

ただいまの報告第20号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、11月26日月曜日、午後2時を予定しております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、11月26日月曜日、午後2時ということでよろしく お願いいたします。
続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

10月2日、3日に行いました県外視察研修の会計報告でございますが、この後、幹事さんに確認していただき、次回の総会で報告させていただきたいと思っております。

また、第46回志木市産業祭農産物品評会のポスターをお配りさせていただきます。ご自宅等に掲示していただければ幸いです。

タイムスケジュールの詳細等につきましては、次回の総会にてご案内させていただきますが、今の時点で、12月1日(土)、2日(日)が、ご都合の悪い委員さんはいらっしゃいますでしょうか。

(各委員の出欠を確認→欠席の報告無し)

承知しました。

続きまして、12月、1月の総会の日程をご案内させていただきます。

12月の総会は12月25日（火）、1月の総会は1月29日（火）の予定です。

事務局からの連絡は以上です。

ありがとうございました。

○田中会長

以上をもちまして、平成30年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成30年10月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

4 番委員 山中 榮太郎

6 番委員 鈴木 重光